**様式第３号（第２０条関係）（第１５条により読み替えた利用事業者申請用）**

**誓　　　　約　　　　書**

多摩産材認証協議会長　殿

　私は、東京の木多摩産材認証制度実施要領第１５条「利用事業者の責務」を遵守することを誓約します。

（利用事業者の責務）

第１５条　　利用事業者は、次の各号に掲げる責務を理解し、適切に対応するものとする。

（１）　持続可能な林業経営が行われる環境づくりに努めなければならない。

（２）　認定事業者又は消費者との間に生じた諸問題については、当事者間で解決を図らなければならない。

（３）　協議会が行う検証に協力しなければならない。

（４）　「とうきょうの木」商品の製造又は販売に係る業務については、利用事業者を除く事業者に一括で委託してはならない。一部を委託する場合には、委託先における「とうきょうの木」商品の適切な管理等について委託条件に明記し、監督を行うこと。

　　　　　　　年　　　月　　　日

住　　　所

（申請者） 事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞